

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

（部局名：函館税関）

（審議対象期間 平成31年1月1日～平成31年3月31日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	応札者数	再就職の役員の数	備考
料金後納郵便	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 池田 景光 北海道函館市海岸町2-4-4	平成30年4月1日	日本郵便株式会社函館中央郵便局 北海道函館市新川町1-6	1010001112577	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、日本郵便株式会社以外に競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	@82円ほか	—	—	—	単価契約 平成30年度支払実績額 2,057,526円
電話料	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 池田 景光 北海道函館市海岸町2-4-4	—	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3-1-9-2	8011101028104	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、当初要求要件を満たす業者の中から最も廉価な業者を契約相手方として決定し、継続して使用するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	—	—	—	—	長期継続契約 平成30年度支払実績額 7,971,426円
電話料	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 池田 景光 北海道函館市海岸町2-4-4	—	西日本電信電話株式会社 大阪府大阪市中央区馬場町3-1-5	7120001077523	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、当初要求要件を満たす業者の中から最も廉価な業者を契約相手方として決定し、継続して使用するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	—	—	—	—	長期継続契約 平成30年度支払実績額 1,705,877円
電話料	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 池田 景光 北海道函館市海岸町2-4-4	—	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6	7010001064648	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、当初要求要件を満たす業者の中から最も廉価な業者を契約相手方として決定し、継続して使用するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	—	—	—	—	長期継続契約 平成30年度支払実績額 1,766,619円

- (注1) 国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。
- (注2) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (注3) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。